

令和2年 新年号

仙台市

農業委員会だより

編集と発行 仙台市農業委員会
 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
 TEL 022(214)4308(直通)
 FAX 022(215)5803

発行日 令和2年1月1日

ホームページ <https://www.city.sendai.jp/shinko/jigyosha/kezai/norin/nogyo/sendaiishi/index.html>



謹賀新年

仙台市農業委員・農地利用最適化推進委員一同



田植え間近の水田（写真提供：編集委員 阿部弘昭）



仙台市農業委員会
 会長 佐々木 均

明けましておめでとうございます。皆様には、日頃より農業委員会の活動にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

昨年は、5月に「令和」という新しい時代の幕が開けた一方で、国土全体が度重なる台風等の自然災害に見舞われるなど、大きな変革・変動の年でもありました。台風等で被災された皆様には、心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈りいたしております。

農業委員会も、農業委員並びに農地利用最適化推進委員の両輪で動く体制となり、早いもので二度目の新年を迎えました。本市農業の未来が明るく希望あるものになるよう、本年も引き続き「人・農地プラン」の実質化に努め、農地の利用の最適化につなげてまいります。

令和2年が、市民の皆様にとりまして幸多き年となりますようご祈念し、年頭のご挨拶といたします。

**農地中間管理事業
(農地バンク)が変わります**

農地中間管理事業(農地バンク)は、農地の集積・集約化を進めるための仕組みとして平成26年から始まりました。地域の話し合いを活性化させ、更なる集積・集約化を加速するため、昨年5月に農地中間管理事業に関する法律が改正されました。

当委員会では改正点を踏まえ、「人・農地プラン」を中心に関係機関等と一体となった取り組みを支援してまいります。

主な改正点は次のとおりです。

◎農地中間管理事業と農地利用集積円滑化事業を統合一体化

農地の集積・集約化を一体的に行うため、令和2年4月に、J A 仙台が担っている農地利用集積円滑化団体が廃止され、農地利用集積円滑化事業(円滑化事業)での新たな貸し借りと契約更新はできなくなり、円滑化事業が農地中間管理事業に統合一体化されます。

●現在、円滑化事業で貸し付けられている農地については、契約期間の満了まで引き続き貸し借

りができますが、満了後から順次、農地中間管理事業に移行することになります。

●契約期間途中でも、農地中間管理事業に利用権が一括承継されることがあります。その場合は、賃料や契約期間といった条件の変更はありません。

◎農地中間管理事業で貸し借りできる農地の区域拡大

貸し借りできる農地について、農業振興地域内に限られていましたが、市街化区域以外の全ての農地が対象となります。

◎手続きの簡素化

受け手が毎年農地中間管理機構に提出する農地の利用状況報告が廃止されます。

農地の出し手と受け手のマッチングが整っている場合に、集積計画のみで手続きが完了する仕組みの導入や、配分計画の縦覧手続きが廃止となり、手続きに要する期間が短縮されます。

また、併せて、農地中間管理事業が円滑に進むよう、アンケートの実施や地図を活用した情報提供等により、「人・農地プラン」の

実質化を進めるとともに、新規就農者に対する無利子融資の償還期限を17年以内に延長するなどの見直しが行われました。

事務課 農地係

電話 214-4340

新委員紹介

【農業委員】

菊地 郁夫(中田地区)



持続可能な農業基盤の確立のため、農地等利用の最適化の推進に尽力します。

(令和元年9月19日就任)

【農地利用最適化推進委員】

鈴木 卓(長町区域)



地域の意見を取り入れ、より良い農業環境づくりに努めます。

(令和元年12月1日就任)

農地法第3条の許可実績

令和元年7月から10月までの農地法第3条(売買・貸借等)の許可実績は次のとおりです。

区	月	7月		8月		9月		10月		計	
		件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)	件数	面積(m ²)
青葉				1	9,171					1	9,171
宮城野	1	1,657		2	2,988	2	2,708			5	7,353
若林	2	962				5	18,602			7	19,564
太白				1	2,233			3	11,203	4	13,436
泉				3	11,252					3	11,252
計		3	2,619	7	25,644	7	21,310	3	11,203	20	60,776

仙台市農業委員会視察研修会
(大崎市・美里町)

昨年11月12日(火)に、農業委員と農地利用最適化推進委員、事務局職員計30名が、大崎市内の農業法人と美里町農業委員会等を視察しました。



デリシャスファーム(株)視察の様子

大崎市鹿島台のデリシャスファーム(株)では、施設園芸でトマト栽培を行っており、出荷できない規格外品を活用するため6次産業化に取り組み、トマトジュースや「とまと辛味噌」など、様々な加工品を製造しています。委託販売は卸価格が安く、直売で売る方が利益を出せるため、直売所やファームカフェも併設して集客を図っていました。今野文隆代表取

締役の「当初は出荷するだけだったが、加工した商品を売るため、商工会に加入し、自ら販売先を開拓した」「値段が高くてもおいしさ、安全性を重視する地方の埋もれた商品を探しているバイヤーはいる」「女性社員が多く、消費者目線を持っているので、商談会や月1回のイベントなどは任せている」という話に、経営者の基本理念を感じる事ができました。

昼食に利用した農家レストラン「野の風」では、経営者の伊藤恵子代表から、県単独事業を活用した農家レストラン立ち上げの経緯や、農家体験の受け入れ、デイサービスや会合への仕出しなど地域に密着した活動の説明をいただきました。

美里町農業委員会からは、美里町の農地の集積率が80%以上と高い理由や、農地利用最適化推進委員を委嘱していない中、農業委員が全ての職務を行っており、年々相談が増えていることなどの説明を受けました。その後、鳥獣被害の状況や農地賃借料情報、転用申請の件数、農地相談の内容などお互いに情報交換を行いました。

令和2年度農作業標準料金等の設定について

令和2年度の農作業受委託の目安となる農作業標準料金を1月に設定し、JA仙台の広報紙「JAさんだい」2020年3月号に折り込む予定です。

また、仙台市農業委員会のホームページにも掲載します。

事務課 振興係

電話 214-4353

農地の売買、貸借、転用、相続などは許可や届出が必要です

農地(田、畑等)の売買、転用等をする場合は、各種手続が必要になります。

○農地の売買、貸し借りなどの権利移動

農地の所有権移転や貸借権を設定する場合には農地法第3条の許可が必要です。

相続で農地を取得された方も届出が義務付けられています。

○農地を農地以外に使用する場合(農地の転用)

農地を転用して他の用途に利用する場合は農地法第4条又は第5

条の許可が必要です。また、市街化区域内農地についても、届出が必要です。

○農地改良工事(高さを変えたり、畦畔除去を行う場合等)

水はけが悪いため盛土したい、水田を畑に転換して利用したい等、農地転用を目的としない農地の現状を変更する工事等を行う場合には、事前に届出が必要です。

その他の申請及び届出については、農業委員会事務局又は、お近くの農地利用最適化推進委員や農業委員にお問い合わせください。

事務課 農地係
電話 214-4340

【申請書・届出書様式ダウンロードサービス】



※駐車の際は、市役所本庁舎の来庁者用駐車場をご利用ください。電話 214-4308

新規就農者をご紹介

あなたの出番です

太白区郡山にお住まいの
齋藤 実さん
にお話しを伺いました。



Q 農家のお生まれですか？

A 両親が農業を営んでおり、主に露地野菜を栽培しています。私は長男として、学生時代まで地元仙台で育ちました。

Q 農業に従事するきっかけは？

A 東京でサラリーマンをしていましたが、自営として何かチャレンジしたいと考え、家業を継

ぐ決意をしました。

Q 農作業はどうですか？

A 今は、農業研修中で、近所の農家さんにお世話になっています。

様々な農作物の栽培技術や販売に際しての工夫をはじめ、農業経営者としての考え方を指導いただいたています。やればやっただけ自分に返ってくるなど、日々新鮮で充実しています。

Q これからの目標は？

A 今年から親元就農となりますが、一日も早く経営を継承したいと考えています。

主に露地野菜を生産することになるので、しっかりとした作付け、販売計画を策定するのはもちろんですが、急な災害などのリスクも踏まえた経営をしていきたいと思っています。

就農する郡山地区ではいちばん下っ端になるので、いろいろな面で盛り上げていけるように頑張っていこうと思います。

(聞き手：農業委員 菅野 則義)



区域活動報告

(泉区根白石区域)

昨年10月26日(土)、七北田・根白石両区域の農業委員と農地利用最適化推進委員が、区域活動の一環として根白石地内の農地パトロールを行いました。

このエリアには約900haの農地があり、2割程度が未整理地であることから、今回のパトロールでは、主に遊休農地や農地転用許可後の実施状況等を調査しました。調査の状況としては、遊休農地が散見されるとともに、イノシシ



台風によって崩れた水路の状況を確認

により畦畔が崩され、水路に石や土が入り堰き止められる等、大きな被害が出ている状況も確認されました。

また、転用した農地には太陽光パネルが設置されているところが多く見られるようになりました。

併せて、昨年10月中旬の台風と大雨によって被害が生じた農地や農業関係施設の状況も確認し、関係部署に情報提供を行いました。

中山間地域には、遊休化しつつある農地が多くあり、これ以上遊休化しないように農地の見回り等を継続的に行うとともに、適正な農地利用がされるよう、引き続きパトロールを行ってまいります。

(編集委員 品川 忠夫)

編集後記

昨年は、異常気象(台風、大雨)で大変な一年になりました。今年は何事もなく、平穏で豊作を期待しながら、消費者の皆様へ安全で新鮮な農産物を届けられるように頑張っていきたいですね。

(会報編集チーム 副チーム長 佐藤 とみ)